

「果実飲料等の表示に関する公正競争規約」における規定の解釈について
(不当表示編)

果実飲料公正取引協議会

本資料は、「果実飲料等の表示に関する公正競争規約」（以下「規約」という）のうち、不当表示の規定について、同規約施行規則第4条の条文に即して、当協議会の解釈を示したものであります。

これらの解釈については、あくまでも一般的な考え方を示したものであり、実際の表示作成に当たっては、法令その他規則等も勘案の上、総合的に判断する必要がありますので、判断に迷うような場合にはそれぞれの所属団体へ照会されるようお願いします。

なお、次ページ以降に示した不当表示の例において、規約の適用外飲料にあっては不当表示に該当しないことはもちろんです。

◇ 主な用語の概説 ◇

[ジュース]： 果汁（「果実・野菜ミックスジュース」にあっては、果汁及び野菜汁であって、果汁の使用割合が50%を上回るもの。）の使用割合が100%（少量の糖類や添加物の配合は可）のもの。

果汁の種類や果粒の有無等により、「果実ジュース」、「果実ミックスジュース」、「果粒入り果実ジュース」、「果実・野菜ミックスジュース」の4種類に分類される。

[果汁入り飲料]： 果汁の使用割合が10%以上100%未満であって、果汁が主原料であるもの。

[その他の飲料]： 果汁の使用割合が10%未満であって、「商品名に果実名を使用した飲料」又は「色等によって果汁使用を連想させる飲料」であるもの。

1. 絵表示

1-① 果汁入り飲料及びその他の飲料にあっては、果実から果汁のしづくが落ちている等の表示及び果実のスライス等の表示は不当表示に該当する。(規約施行規則第4条(1)ア)

【趣旨】

- ・ ジュース以外の果汁100%未満の「果汁入り飲料」や「その他の飲料」において、果汁の「しづく」や「スライス」の状態を表示することは、「搾った果汁のみが容器内に入っている」という誤認を消費者に与えることから、不当表示に該当するとしている。

【注意事項等】

- ・ 「しづく」や「スライス」の状態を示すものとしての「絵」(写真及びイラストを含む。)を用いてはならない。

【不当表示となるしづくの例】



- ・ 果実から果汁が滴る状態が見える「絵」(写真及びイラストを含む。)は不当表示となる。
- ・ ただし、果汁のしづくとして見誤ることのないもの(果皮に付着した無色透明な水滴等)にあっては、一概に不当表示とは言わない。

【不当表示となるスライスの例】



- ・ 果実の切断面(果肉)が見える「絵」(写真及びイラストを含む。)は不当表示となる。
- ・ ただし、ジュース以外の飲料の原材料として、果実を薄くスライスしたようなものや、果粒(かんきつ類の果実のさのう、かんきつ類以外の果実の果肉を細切したもの等)を実際に配合し、製品の容器内にその形状が残っている場合にあっては、商品の内容を正しく紹介する目的により、それらを忠実に再現するような絵^(※)を使用しても、そのことだけをもって直ちに不当表示とは言わない。(※この場合におけるスライス状のものや果粒の絵表示に限り、次ページの規定は原則として適用外(図案化したもの以外の絵表示も可)とする)

1-② 果汁の使用割合が5%未満のもの及び果汁を含まないものにあっては、果実の絵を表示することは不当表示に該当する。ただし、図案化した絵は差し支えないものとする。
(規約施行規則第4条(1)イ)

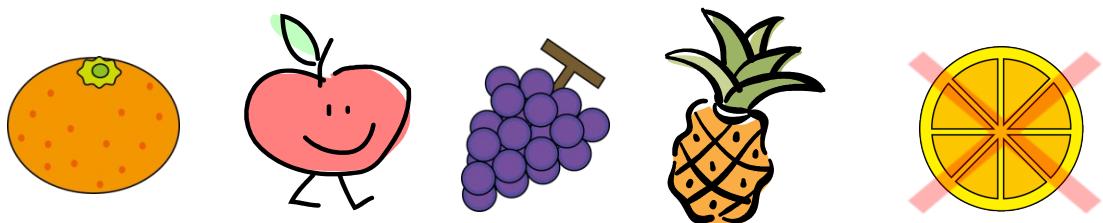
【趣旨】

- 規約第6条第4号における「果汁の使用割合が5%未満又は果汁を含まないその他の飲料にあっては、果汁を使用していると一般消費者に誤認されるおそれがある表示」を不当表示に該当するとの規定を踏まえ、果実の「絵」(写真及びイラストを含む。)は、果汁を使用しているとの誤認を消費者に与えることから、不当表示に該当するとしている。
- ただし、製品の味や香りをイメージさせる程度の立体的あるいは写実的でない平面的な「図案化した絵」に限っては、消費者への情報提供の一環と考えられることから、これを例外的に認めている。

【「図案化した絵」の考え方】

- 果汁の使用割合が5%未満又は果汁を含まないその他の飲料における果実の「絵」自体が不当表示である旨を大前提とした上で、
- 消費者に当該製品に使用したフレーバーの味や香りを伝達する手段として果実の形や色を示す程度に描かれたものであって、果実の「立体感」、「地肌感」あるいは「グラデーション」が無く、単なる平面的な「絵」については、「図案化した絵」として例外的に認めている。

【「図案化した絵」の例】



図案化でもスライスは
不当表示に該当する。

2. 文字表示

2-① 客観的根拠に基づかない天然、自然、生、新鮮、フレッシュ等の表示は不当表示に該当する。なお、果実飲料については表示基準別表第22の果実飲料の項における表示禁止事項が適用される。

(規約施行規則第4条(2)ア)

【趣旨】

- ・ 果実飲料等における主原料である果汁は、自生（野生）の果樹から採取された果実を搾汁したものではなく、栽培された果樹から収穫された果実を搾汁したものであることから、「天然」あるいは「自然」には該当せず、また、果実飲料等の製造に当たっては加熱処理等の工程を経ていること等から、「生」あるいは「新鮮」等にも該当しない中で、客観的な根拠のないままに当該製品に「天然」や「新鮮」等の表示を用いることは、消費者に誤認を与えることから、不当表示に該当するとしている。

【注意事項等】

- ・ 「客観的」とは、特定の個人的主觀に基づく考え方や評価から独立して、普遍性（誰もが同じ見解となる）のあることを意味する。
- ・ 果汁10%以上の果実飲料について食品表示基準別表第22の果実飲料の項では、「生」、「フレッシュ」その他新鮮であることを示す用語、「天然」、「自然」の用語は客観的根拠の有無にかかわらず、表示禁止事項としている。

【不当表示となる文字表示の例】

「天然ジュース」、「自然のままの飲料」、「フレッシュドリンク」等

2-② 純正、純粹、ピュア等の表示は不当表示に該当する。ただし、果実ジュースであって、かつ、原材料及び添加物に果実の搾汁及び天然香料以外のものを使用していないものについて表示する場合はこの限りではない。(規約施行規則第4条(2)イ)

【趣旨】

- ・ 果実飲料等において「純正、純粹、ピュア等」の文字表示することについては、「搾ったままの果汁だけが使用されており、それ以外のものは含まれていない」という誤認を消費者に与えることから、濃縮還元の工程を経た果汁を使用した製品や天然香料以外の原材料を配合した製品にこれらの文字表示を行うことは、不当表示に該当するとしている。
- ・ なお、食品表示基準別表第22の果実飲料の項における第3号では、「純正、純粹、ピュア等」の文字表示について、本条項と同様に「果実ジュースであって、かつ、原材料及び添加物に果実の搾汁及び天然香料以外のものを使用していないものに表示する場合は、この限りでない。」と規定している。

【注意事項等】

- ・ 「ストレート果汁」及び「天然香料」のみを使用した製品であれば、これらの用語が含まれていても、不当表示とはならない。

【不当表示の例】

濃縮還元されたジュースへの「ピュアドリンク」、天然香料以外の香料を用いたジュースへの「純正」等

2-③ 「栄養飲料」、「健康飲料」、「美容飲料」等の表示は不当表示となる。ただし、果汁の使用割合が50%以上のもの、又はビタミンを強化したものについては、説明文中に栄養、健康、美容等の文字を使用しても差し支えないものとする。(規約施行規則第4条(3))

【趣旨】

- 「栄養飲料」、「健康飲料」、「美容飲料」という表示は、「その飲料を摂取すれば、誰でもすぐに栄養や健康が得られる」との誤認を消費者に与えるおそれがあることから、不当表示に該当するとしている。
- ただし、果汁の使用割合が50%以上の商品や、ビタミンを強化した商品にあっては相応の栄養成分が得られると考えられるので、当該商品の特性を説明する文面において、「栄養」、「健康」又は「美容」といった用語を使用することも差し支えない。

【注意事項等】

- 「説明文中」とは、商品の特性や内容等を紹介する文面を指し、商品そのものを表す「商品名」は、当該文面には含まれない。
- なお、規約の規定のほか、健康増進法等の関連法規にも留意する必要がある。

【不当表示の例】

「栄養ドリンク」、「ヘルシー飲料」等

2-④ 医薬品のような効能を表す表示は不当表示に該当する。(規約施行規則第4条(4))

【趣旨】

- 病気治癒等の効能を示す表示については、薬機法や健康増進法等の関係法規において厳格に規定されていることから、医薬品や医薬部外品ではない「一般の飲食料品」としての果実飲料等への表示において、効能を示すような内容を記載することは、不当表示に該当している。

【注意事項等】

- 規約の規定のほか、薬機法や健康増進法等の関連法規にも留意する必要がある。

【不当表示の例】

「これを飲めば高血圧が解消されます」等

2-⑤ 特選、精選、高級、デラックス、スペシャル等の表示は不当表示に該当する。(規約施行規則第4条(5))

【趣旨】

- 規約第6条第9号において、「果実飲料等の取引に関し、当該商品の内容又は取引条件について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示」は不当表示に該当すると規定していることから、施行規則において不当表示に該当する具体的な用語として「特選、精選、高級、デラックス、スペシャル等」を列記したものである。

【注意事項等】

- 施行規則に列記されている用語の派生語（例えば、「スペシャル」に対する「スペシャリティ」等）、直訳語（例えば、「デラックス」に対する「豪華」等）及び英文（例えば、「デラックス」に対する「Deluxe」等）も、不当表示に該当する。
- ただし、列記されている用語の周辺用語（例えば「精選」に対する「選別」等）までに拡大解釈して不当表示の対象にはしていないが、使用する用語のすべてにおいて、規約の趣旨に照らした上で、当該商品の表示が「商品の内容を事実に即して反映しているか否か」、「消費者に誤認を与えるか否か」等の観点から、総合的に判断する必要がある。

【不当表示の例】

「特選ドリンク」、「高級な果汁を使用」、「Special Juice」等

(参考)

果汁の使用割合別にみる不当表示の適用一覧表

項目 区分	果汁・野菜汁 100%	果汁 50%以上 100%未満	果汁 10%以上 50%未満	果汁 5%以上 10%未満	果汁 5%未満
果実のしづく、スライスの絵	○	×	×	×	×
果実の絵	○	○	○	○	× (図案化した絵は○)
天然、自然、生、新鮮、 フレッシュ等	×	×	×	×	× (客観的根拠あれば○)
純正、純粋、ピュア等	× (ストレート果汁と天然香 料のみ使用なら○)	×	×	×	×
栄養、健康、美容等	○	○	×	×	× (ビタミン強化すれば○)
医薬品のような効能	×	×	×	×	×
特選、精選、高級、 デラックス、スペシャル等	×	×	×	×	×